

人権施策基本方針に基づく実施計画の進捗報告への質疑回答書

所 属 学校教育課

担当者 小山 祐子

3 子どもに関する問題		事業名	14ページ
		特別支援学級の設置	
事業内容	障がいや特性のある児童・生徒の成長を支援するため、市内の小・中学校に特別支援学級を設置する。		
質 疑	近年、特別支援学級の学級数が増えている。障がいのある子どもたちの学習する権利を守る為にも教室を確保することが必要だが、空き教室がないと聞いている。大がかりなものになるが、教室を増やす計画等はあるのか。また、教員の配置数についても、過密になりすぎると子どもたちを十分に見ることができないことも考えられるため、バランスも大切になる。障がいのある子どもだけでなく不登校の子どもたちの教育を受ける権利を保障する必要があるが、那珂川市として取り組む計画等はあるのか。		
回 答	特別支援学級の学級増について、施設対応として空き教室がない学校については建物内の改修工事等で対応している。 教員の配置数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて配置されており、子どもたちの教育を受ける権利を保障している。また、不登校状態にある児童生徒に対しては、適応指導教室「わかば学級」を中心に、体験活動など様々な活動を通じて社会的自立を促し、集団生活に適應する力を育むための援助・指導を行っている。		

3 子どもに関する問題		事業名	-
		-	
事業内容	出欠の取り扱い基準について		
質 疑	現在オンラインで授業を受ける事があると思うが、出欠の扱いはどうなるのか。欠席扱いとなると高校進学の際の内申点に響いてくるため、裁量の範囲が分からないが、市の教育委員会で出欠の基準を決め、可能であれば出席扱いにできるように考えてもらいたい。 また、コロナ陽性の疑いがあるため欠席した際、検査の結果陽性であれば忌引き等と同じ扱いをするが、陰性だった場合の対応は教員によって違うと聞いている。この取り扱い基準についても、市で作っているものがあるならば学校への周知により力を入れて行っていただきたいが、そのような基準はあるのか。		
回 答	新型コロナウイルス感染症等の関係で授業に出席できない子どもたちに対して授業の様子をオンラインで配信する場合もあるが、こうしたオンライン授業については、文部科学省が示している方針に基づき出席扱いとはしていない。 また、新型コロナウイルスの児童生徒の出欠の取扱いについては、市で基準を設け、学校・保護者へ周知を行っている。		